

## 尼崎市市民運動推進委員会園田地区推進協議会部会規程

第1条 協議会規約第10条第5項第1号の規定による部会の運営は、この規程の定めるところによる。

第2条 部会別名称は、次のところによる。

- (1) 地域対策部会
- (2) 環境美化・青少年部会
- (3) 文化・健康部会

2 部会別分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域対策部会
  - ア 迷惑駐車・駐輪の追放、その他交通安全の推進に関すること。
  - イ 人権思想の啓発に関すること。
- (2) 環境美化・青少年部会
  - ア 地域の美化及び緑化の推進に関すること。
  - イ 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 文化、健康部会
  - ア 地域文化の振興に関すること。
  - イ 健康づくりの推進に関すること。

第3条 部会は協議会の事業計画及び実施に関し協議し、又は会長の諮問に応じる。

第4条 部会は必要に応じ分科会を設けることができる。

第5条 部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 4 部会長、副部会長は、部会員の互選による。

第6条 部会長は、副部会長及び部会員の任期は任期2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 部会は、部会長が招集し会議の議長となる。

第8条 部会の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 部会で決定した事項は、部会長から会長に報告する。

付 則

- 1 この規程は昭和56年7月21日から施行する。
- 2 この規程制定時における役員の任期については、昭和57年3月31日までとする。

付 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 尼崎市市民運動推進委員会園田地区推進協議会部会分掌事項は、昭和59年3月31日で廃止する。

付 則

- 1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の環境美化部会及び青少年部会に属する者は、環境美化・青少年部会に移行する。